

法学教材提示装置としての iPad の可能性

伊藤 博文[†] (愛知大学法科大学院)

要旨

Apple 社の iPad というタブレット型コンピュータ端末を、法学学習における教材提示装置として利活用した場合の有用性とその可能性について言及する。

キーワード：iPad，電子書籍，法学教育，教材提示

1. はじめに

本研究ノートは、Apple 社が 2010 年に発売した iPad(アイパッド)と呼ばれるタブレット型コンピュータ端末を教材提示装置としての利活用した場合の現状での有用性とその可能性について、法律学習という場面を想定して、考察する。

2. iPad とは

Apple 社の iPad(アイパッド)は、「革命的で魔法のようなデバイス。しかも、信じられない価格で。」というキャッチコピーで販売され¹⁾、2010 年第 2 四半期中に 327 万台をも売り上げている人気商品である²⁾。

2.1. iPad のできること

iPad は、携帯できるコンピュータ・デバイスとして、通常のノートパソコンのようにさまざまな機能を持っているが、携帯可能なタブレット型に特化したデバイスであるが故

に、メリット、デメリットを併せ持っている。携帯型故のメリットを活かし、教材提示装置としての iPad について、特に法律学学習における教材提示装置として、以下で検討する。



図 1

2.2. 教材提示装置の役割

教材提示装置として利用する場合は、重い書籍を持ち運ばなくてもわずか 730g(3G モデ

ル)を持ち運ぶだけで、六法全書程度の法令が参照でき、その他必要なファイルも内部HDDに保存でき閲覧できる。また、インターネットに接続することにより、ネット上の法情報にアクセス可能となり、その情報量は無尽蔵といえる。iPadは、高さ242.8mm、幅189.7mm、厚さ13.4mmの外寸に9.7インチの液晶ディスプレイを持つ。一度に表示できる情報量には限りがあるが、机上で使うという用途を考えれば十分な大きさであり、可搬性を考えれば適度な軽さといえる。



3. 法学教材提示装置としての iPad

ここでは、法律学習という場面を想定して、iPadがどのように活用できるかを考えてい

きたい。法律学習にはさまざまな形があるが、法学部の学生が法律基本科目を学習するという場面が一番基本的であり汎用性の高いものと考えて、これをモデルとしたい。

こうした場面では、机上に並ぶものは筆記具以外には、六法、教科書、参考書であろう。これら紙媒体での法情報を、iPadでは電子媒体としてどのように表示できるのかを見ていきたい。

3.1. iPadは法学教材提示装置としてどこまで使えるか

携帯端末であるiPadには、2種類の情報源が存在する。第1は、アプリといわれるアプリケーションソフトウェアを利用するものであり、このソフトウェアをAppStoreと呼ばれるインターネット上のサイトからダウンロードすることにより使えるようになる。第2は、インターネット用WebブラウザであるSafariを利用して、情報源にアクセスする方法である。

前者のアプリを使う方法は、インターネットアクセスできない環境でもローカルで使えるメリットがあるが、後者はアクセス環境に左右されるが、インターネット上のあらゆる情報にアクセスできる点でメリットが大きい。

3.1.1. 法令

法令の検索・表示は、iPadのアプリとし

て、ロゴビスタ社の「電子法令検索 for iPad」が無料で提供されている(図3)。このアプリには、現行法令約7,500が収録されており、アップデートも行え、有用性は高い。



図3

検索も容易であり(図4,5)、もはや重い六法を持ち運ぶ必要はなくなったと言える。しかし、六法に完全にとって代わり得るかといえ、紙媒体の六法にしかできない点もある。まずは、六法のように重要な条文に赤線を引いてボロボロになるまで使い込むという感覚は無い。一方、「電子法令検索 for iPad」には、しおりや履歴を付す機能がある。紙から電子の六法と変わっていく流れの中で、電子六法の新しい利用方法の考案が必要とされるであろう。

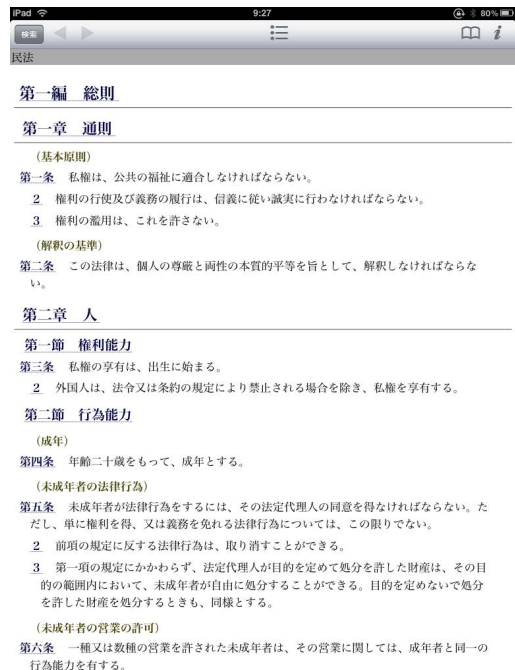


図4

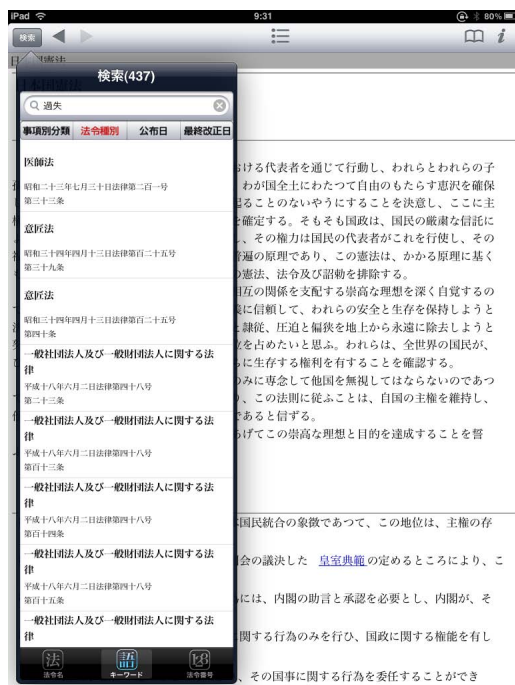


図5

iPad利用のメリットの一つとして、外国法の情報が多い点が挙げられる。海外でも利用者の多い iPad ならではの、外国法に関するアプリも多く存在する。

ここで紹介するのは、アメリカ合衆国憲法を表示するアプリ「The US Constitution」(図6)である。また連邦法のみを表示する「LawStack」(図7)がある。さらに、ドイツ法では、ドイツ基本法を表示してくれる「Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland」(図8,9), インターネット接続が必要な「German Laws」(図10)がある。一例として、図11は、BGBの§823を表示したものである。図12は、中華人民共和国の法令を表示するアプリである。

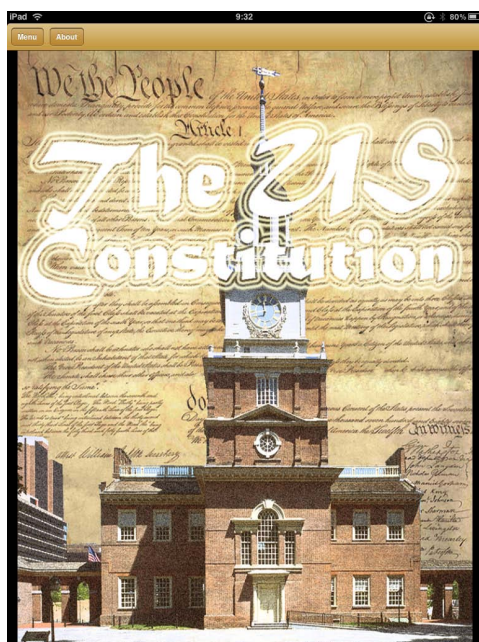


図 6

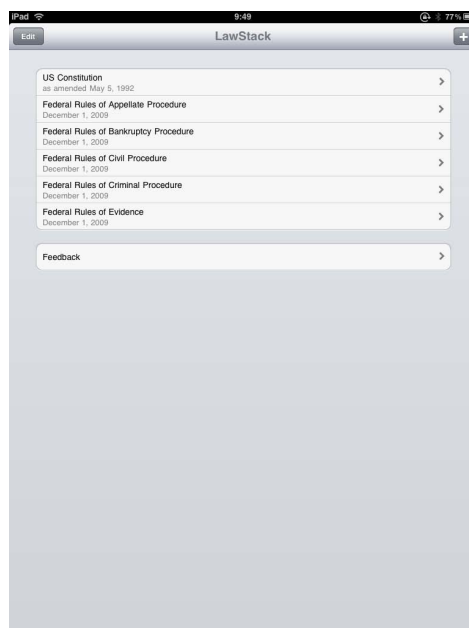
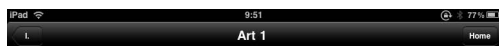


図 7



図 8



- (1) Die Würde des Menschen ist unantastbar. Sie zu achten und zu schützen ist Verpflichtung aller staatlichen Gewalt.
- (2) Das Deutsche Volk bekennt sich darum zu unverletzlichen und unveräußerlichen Menschenrechten als Grundlage jeder menschlichen Gemeinschaft, des Friedens und der Gerechtigkeit in der Welt.
- (3) Die nachfolgenden Grundrechte binden Gesetzgebung, vollziehende Gewalt und Rechtsprechung als unmittelbar geltendes Recht.

GG
Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland



図 9

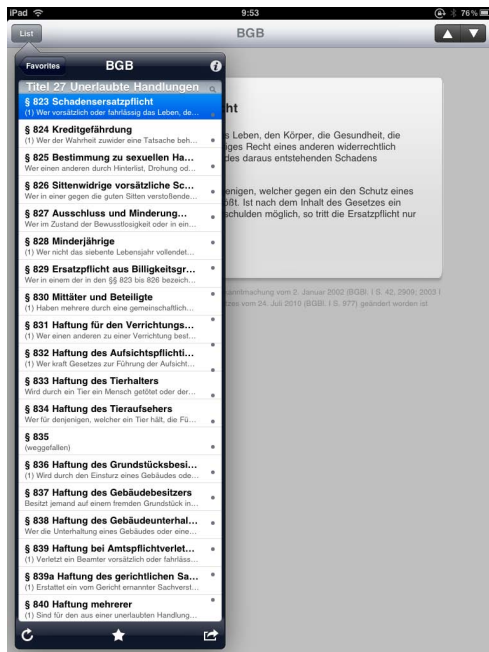


図 11

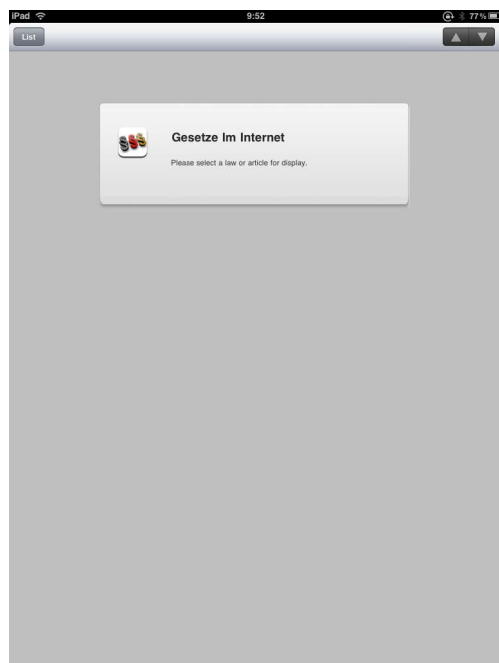


図 10



図 12

3.1.2. 判例

判例に関しては、iPadのアプリは無く、インターネット経由でブラウザを使って、判例情報にアクセスすることになる。たとえば、インターネット上のwebを見るブラウザであるSafariを使い、裁判所のホームページを見るということになる(図13, 14)。

判例の検索・表示といった作業は、インターネットへのアクセスが不可欠であるので、アクセス環境が限定されることが問題である。

判例をオフラインでも閲覧できるようにするためには、法律学学習に最低限必要とされる判例をテキストファイルで端末のHDD内に保存しておき、適宜閲覧する方法が有効である。

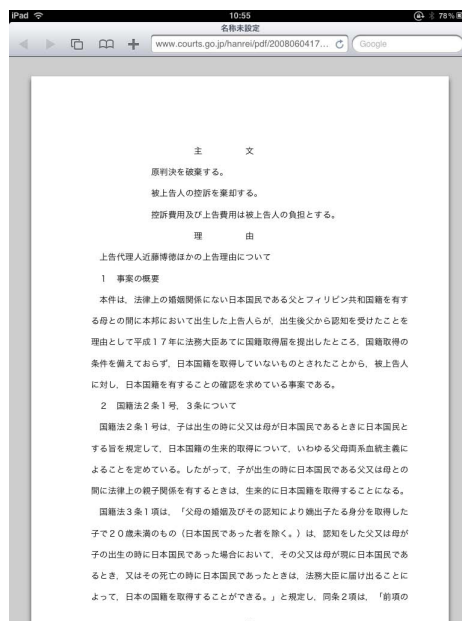


図 14

3.1.3. 文献

文献に関しては、法律関連の文献が豊富にあるわけではない。iPadを使って見られるのは、無料で本が読むことができるサイト、たとえば、青空文庫³⁾(i文庫HD, 図15, 16)とかProject Gutenberg⁴⁾(図17, 18)の書籍が無料で閲覧できる。

特に英語圏での電子図書は非常に数が多く、iBookというアプリを介して、必要な本を無料でダウンロードすると、あたかも紙の本をめくるように見ることができる(図19, 20)。電子書籍という新しい市場を切り開いたというiPadならではの機能であり、十分活用されるべきものである。



図 13

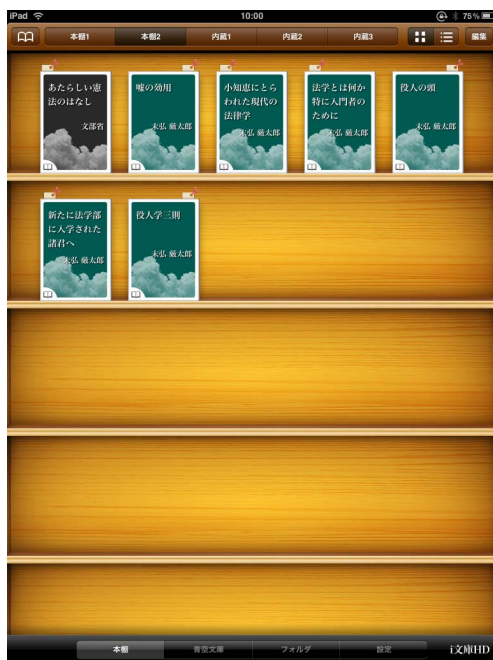


図 15

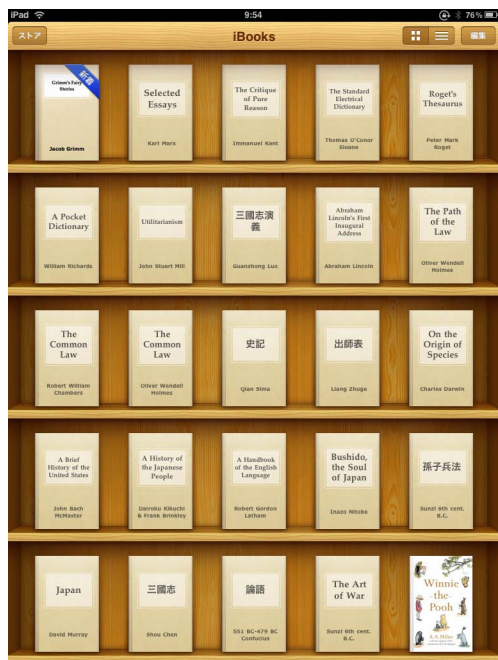


図 17

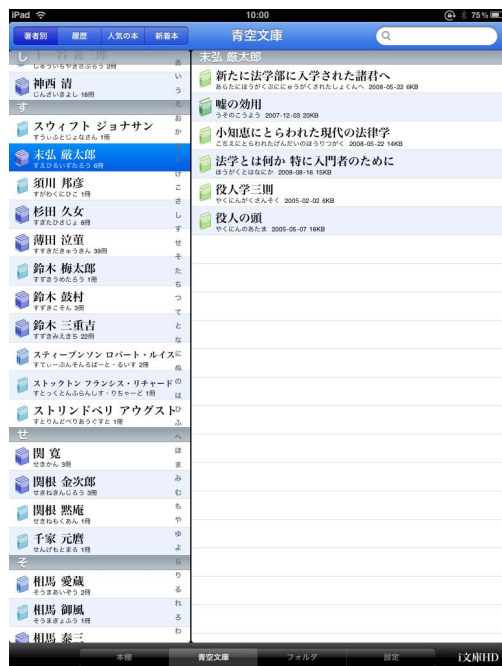


図 16

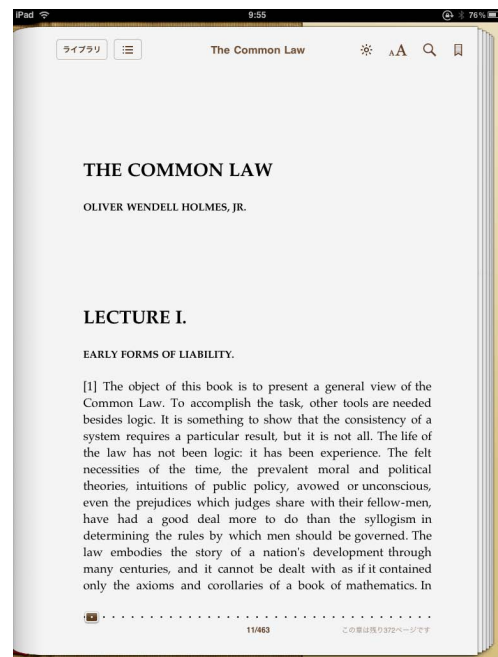


図 18

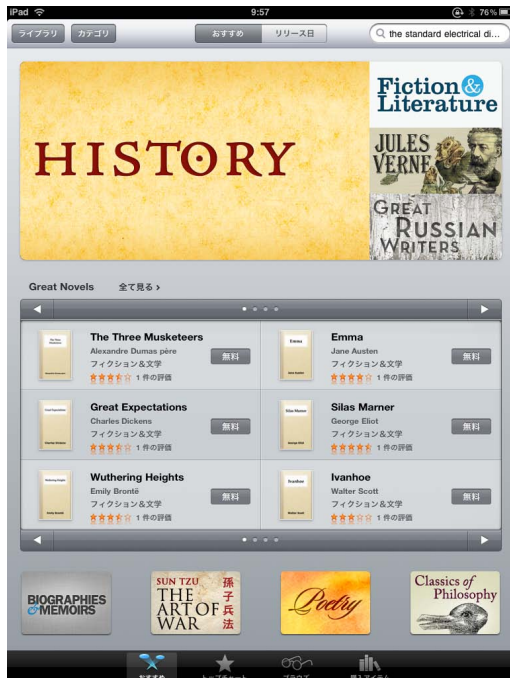


図 19



図 20

3.1.4. 法律辞書

辞書類についても、語学関係をはじめ多様な辞書が入手可能となっている。ここでは、法律関連の辞書を中心に紹介する。まずは、有斐閣の法律学小辞典である(図 21)。この小辞典は、紙媒体や Windows 上で動く電子辞書として、また TKC 社のオンライン・データベース、ローライブラリー内のコンテンツとしても提供されるものであり、同等のものが iPad 上でも利用できる。



図 21

英語では、Black' s Law Dictionary, 8th Edition(有料)が利用できる(図 22)。無料であれば、「Free Law Dictionary」があり(図 23)、この一例として、図 24 は、Tort (不法行為)を検索した画面である。

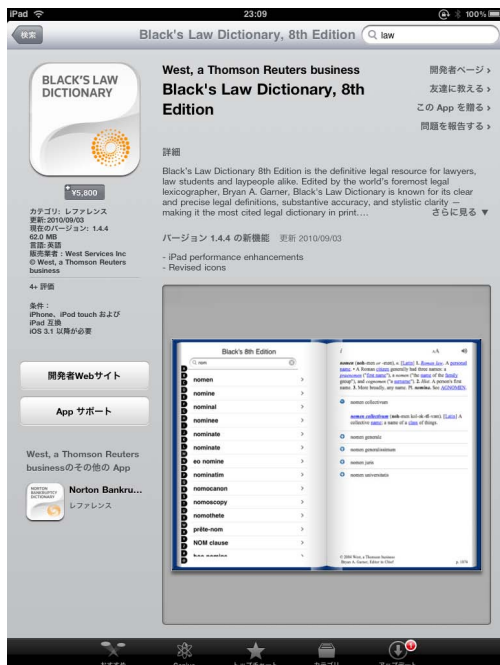


図 22

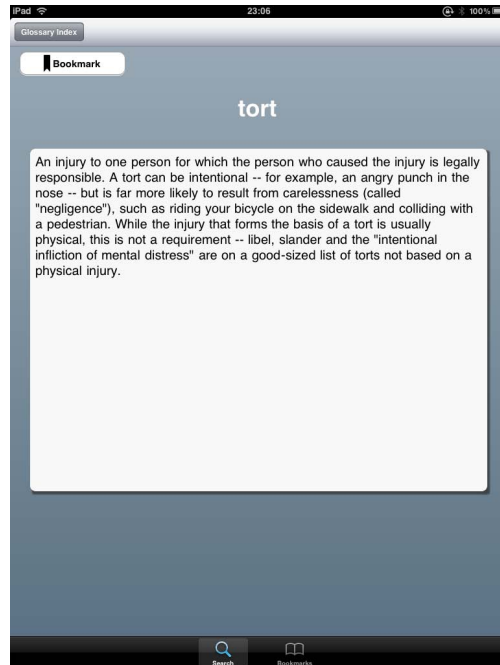


図 24

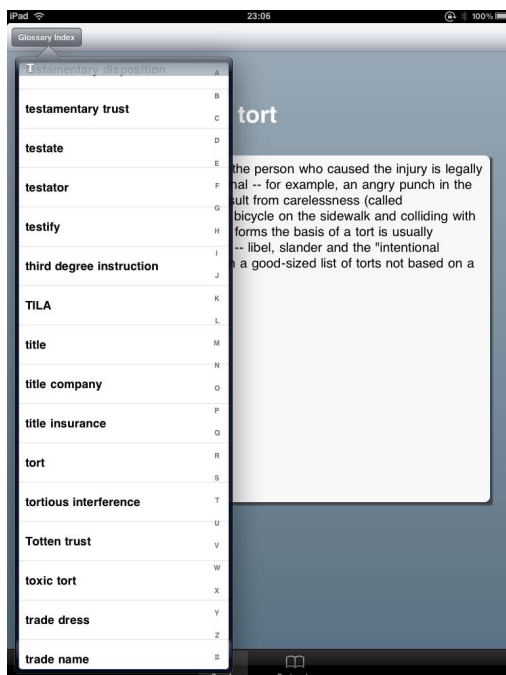


図 23

3.1.5. その他

その他, iPad を教材提示装置として使うのに役立つのは, 地図である。図 25 は, 付属の地図アプリで最高裁判所の位置を示したものである。判例に出てくる地名などを確認するのに役立つものである。



図 25

3.2. 問題点と今後の可能性

iPad を法学教材提示装置として見た考察をここまで行ってきたが、問題点も指摘しておく必要があろう。

まず iPad のハードウェア自体の問題である。最初に、(1) 可搬性とバッテリーである。iPad は携帯することを前提として作られたコンピュータ端末であるが故に、バッテリー駆動という宿命を負っている。この駆動時間は最大 10 時間とされ、使用後には充電をする事が必要となる。また可搬性についても、耐久力に大きな期待はできない。次に(2) コスト・パフォーマンスである。iPad は販売価格帯が¥48,800～¥81,800 と高価であり、教材提示装置だけという機能であれば、価格に合った使い方をしているとは言えないであろ

う。さらに(3) Mac というプラットフォームを使うが故に、Windows 系や Linux 系サーバーとの親和性が少なく、ネットワーク端末として使える機能が制約されることも否めない。最後に(4) 入力端末としての限界がある。iPad は、ワープロとしてもメーラーとしても使え、文字入力も可能である。しかし、画面上に表示されるキーボード(図 26)の操作性は悪く付属するかな漢字変換装置も使いやすしいとは言えない。

このような問題点を踏まえて、iPad に期待されることは、新しい情報伝達の方法である。つまり従来のノートパソコンやデスクトップパソコンには無かったマン・マシン・インターフェースを提供している点は大いに評価できる。これから始まる電子書籍時代においては、常に手元に置いて使える電子文字表示装置が不可欠であり、その一つの形が iPad であるとすれば、今後に大いに期待したいデバイスであるといえる。

4. おわりに

ここまで、iPad を教材提示装置としての使い方を検討してきたが、問題点が見えてきたことにより今後の研究の方向性も明らかになってきている。

iPad の様なタブレット型の端末を、法学教育に積極的に活用する方法を模索すること、そのコンテンツを充実させる方向での研究、および法律学習にとって理想的な電子教材提示装置とは何かを研究することである。こ

うした研究が今後の課題となると考え、研究を続けていく所存である⁵⁾。

本研究ノートは、愛知大学研究助成共同研究B「大学教育における学生との双方向通信のあり方」による研究助成による研究成果である。このような研究助成を与えていただいた愛知大学に感謝したい。



図 26

(last visited Dec 31, 2010).

- 5) この研究方向については、伊藤博文「電子文字化と法律研究（資料）」豊橋短期大学研究紀要 11 号 121 頁（1994 年）、伊藤博文『法律学のためのコンピュータ』日本評論社（1997 年）115 頁以下参照。



注・文献

† 愛知大学法科大学院教授。以下のメールアドレスに忌憚なき意見や批判を送付していただければ幸いである。

mailto: hirofumi@lawschool.aichi-u.ac.jp。

- 1) <http://store.apple.com/jp/browse/home/shop_ipad/family/ipad?afid=219%7CG0JP&cid=A0S-JP-KWG-C-iPadRelated-iPad> (last visited Dec 31, 2010).
- 2) <<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1007/21/news013.html>> (last visited Dec 31, 2010).
- 3) 青空文庫: <<http://www.aozora.gr.jp/>> (last visited Dec 31, 2010).
- 4) Project Gutenberg:
<http://www.gutenberg.org/wiki/Main_Page>